2　本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3　「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4　「有価証券の種類」の欄には、法第２条第２項各号の権利の別を記載すること。同項第５号又は第６号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第667条第１項に規定する組合契約に基づく権利」、「商法第535条に規定する匿名組合契約に基づく権利」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第３条第１項に規定する投資事業有限責任組合契約に基づく権利」、「有限責任事業組合契約に関する法律第３条第１項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあっては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあっては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5　「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあっては、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6　「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、直近の１年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

「総出資額（１年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が１年でない場合は、基準時の１年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。

7　「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

8　「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

9　「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

10　本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⒀　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の状況

①　有価証券に関連しない市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分		委託	自己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引に係る取引契約金額を記載すること。

②　有価証券に関連しない外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区分		委託	自己	計
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　外国金融商品市場において行われる取引について、原資産となる金融商品又は金融指標別に取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること（有価証券に関連するものを除く。）。

2　「先物取引」の欄には、法第２条第21項第１号及び第２号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には同項第３号に掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を記載すること。

⒁　令第１条の12に掲げる業務の状況　（単位：百万円）

区分		買取額
有価証券	委託者指図型投資信託の受益権に係る受益証券	
	外国投資信託の受益証券	

（注意事項）

区分ごとに額面金額を集計し記載すること。